

# やさしい法律相談

⑥



## 隣りの木の枝や根がこちらにのびてきて困る どうすればよいか

隣地の木の枝が境界線をこえてくれば、その木の所有者に話して、越境部分を切りとってもらうことができます。

所有者がそれに応じてくれなければ、裁判所に訴えて判決をもらい（急ぐときは仮処分を申し立てます）、その判決どおりのことを第三者に実現してもらう、という形で、枝を切りとってもらい、経費を木の所有者から取り立てます。

### 越境した根は自分で切りとれるか…

越境してきたのが、根である場合は、こんな手続はならず、越境された人が自分で直接切りとってしまえばよいことになっていますから簡単です。

民法（233条）が、なぜ枝と根をこんなに区別するの

か、現在では合理的な理由は考えられないのですが、うっかり、枝を自分で切ってしまうよう気をつけてください。

なお、判例では、枝が越境してきたからといって、どんな場合でも切り取りを請求できるのではなく、その枝のために、

越境された側で、土地の利用をさまたげられるおそれがあり、しかもその損害にくらべて、木の所有者が枝を切ることによって受ける損害が不当に大きくない、という場合でなければ、切り取り請求は許されない、とされています。（新潟地裁・昭39・12・22判決）

根の場合も、同じに考えてよいでしょう。

いずれにしても、隣りどうしのごときは話しあいで円満に解決していきたいものです。

なお、こうしたことの相談は、お気軽に市民生活課（市民相談室）をご利用ください。

☎ 51-0123 内線 243



隣りの家に迷惑にならないように気をつけましょう

応急手当の知識

さあ大へん!!  
でも大丈夫

#### 切りきず



- ・出血のひどいときは止血します。
- ・軽いときは少し出血させて、血とともにゴミや細菌を出してしましましょう。

#### 手当の心得

- ・清潔な布やガーゼなどで圧迫し、

包帯します。

- ・きず口を高くあげて動かさないこと。

#### 刺しきず

きず口が小さく、出血も少ないので、軽くみてしまうと大変です。

刺しきずは意外に深いもので、破傷風になる危険もあります。

#### 手当の心得

- ・少し血をしばらく出して、血とともに細菌を出してしましましょう。
- ・清潔な布やガーゼを当て、包帯します。